

ビジネスサポートQ&A 経営



<著者>Profile

税理士・中小企業診断士 知野 福一郎

第四銀行本店貸付第1課次長にて退職後、昭和47年7月に事務所を開設。会計事業をはじめ、事業承継、M&A、相続対策などあらゆる面で中小企業の相談に応じている。札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

経営承継円滑化法の概略

Q 中小企業の経営承継を円滑に進めるため平成二〇年に経営承継円滑化法が制定されたようですが、概要について説明してください。

1 経営承継円滑化法制度の四つの柱
A 経営承継円滑化法(以下円滑化法)の柱は次の四点です。

① 推定相続人の法定遺留分の制限を目的とする民法の特例制度
② 同族会社株式(出資金も含め株式などという)を親族である後継者に生前贈与した場合の贈与税の課税猶予制度
③ 相続発生時において親族である事業承継者に対する相続税の課税猶予制度
④ 事業承継にかかわる資金需要に対しての金融制度

なお、これら制度の適用を受けるためには、原則として、あらかじめ経済産業大臣にこれらの適用を受ける旨の申請書を提出し、承認を得ておくことが必要です。

2 民法特例制度の概要

この制度は、同族会社株式などが事業

承継者以外の他の推定相続人に分散することを防ぐため、贈与株式などを法定遺留分減殺請求の対象外とすることを目的としています。さらに、もう一つの目的としては、後継者の経営に対する貢献によってもたらされた株式価値の上昇分が、遺留分減殺請求の対象外となるよう、あらかじめ株式などの評価額を固定しておくという二つの仕組みが取り入れられており、後継者の経営意欲が阻害されないという点において大きなメリットがあります。しかし、推定相続人間の利害が真正面から衝突したり、推定相続人全員が家庭裁判所に申し立て、さらに経済産業大臣の認可を必要とするなど手続きが煩雑であり、施行以来本年四月までの間、全国で三百九件にとどまっています。しかし、親の生存中に相続開始後のトラブルが避けられるなど、今後も一段の活用が望まれます。

3 自社株式の生前贈与制度

代表取締役(かつて代表取締役であった者も含む)およびその親族が、会社の

発行済株式総数の五十%以上を保有しており、先代の代表取締役が役員を退任し、その親族を後継者として代表取締役に就任させるなど、一定の要件を前提とし、先代の代表取締役が、後継者である親族の代表取締役に保有する株式を生前贈与した場合、議決権株式数の三分の二以内であれば、贈与税の課税を猶予するという制度です。後継者が安心して経営ができることを目的としています。この制度についても、あらかじめ経済産業大臣の承認を得ておく必要があります。本年四月現在八百七十七件が承認されています。

なお小規模の会社においては、相続時精算課税制度(限度二千五百万円)の利便による生前贈与も検討の余地があります。あらかじめ、贈与をしておくことにより、節税効果は限定されますが「争族」対策としては有効です。

税理士法人知野会計事務所

札幌市中央区北一条西二丁目

北海道経済センタービル

☎011-251-5631

ビジネスサポートQ&A 法律



<著者>Profile

弁護士 橋本 昭夫

昭和47年に現在の橋本・大川合同法律事務所を開設。以来、上場企業をはじめとする数多くの企業の顧問弁護士に就任し、労働問題や債権回収、M&A、民事再生事件など、企業を取り巻く様々な法律問題の解決に携わっている。札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

破産

Q 近日中に支払わなければならない借入金の返済ができそうにありません。当社はかねてより業績も悪く、これ以上営業を続けることも不可能と考えており、破産をしようと思っています。

そもそも、破産とはどのような手続きなのでしょうか。

A 破産とは、裁判所が選任する破産管財人の手により、破産者が所有する財産を全て換価し、換価により得た金員を債権者に配当して清算する手続きです。

破産者が会社の場合、最終的に会社は清算して消滅します。また、個人の場合は残った債務を免責により消滅させて経済的更生を図ることとなります。

Q 破産をするための費用はどのくらいかかるのでしょうか。

A 管財人の報酬など、破産手続を遂行するために必要な費用として、裁判所にあらかじめ納めるお金(予納金)が必要です。

この予納金の金額は総負債額によって異なりますが、事業者が破産する場合、

最低でも二十万円から五十万円は用意しなければなりません(具体的な予納金の金額については、個別事情により裁判所が決めるので、事前に相談してもよいでしょう)。

また、裁判所に納める予納金のほか、破産の申し立てを弁護士に委任する場合には、その報酬も別途必要になります。この金額については、依頼する弁護士に確認する必要があります。

Q 破産を申し立てる前に、以前から大変お世話になった知人から借りた百万円だけ、返してしまいたいと考えていますが、特に問題は無いでしょうか。

A 破産申立直前に、特定の債権者だけに弁済や担保提供をする行為は「偏頗行為」といって、破産法上、禁止されています。

このような偏頗行為は、破産管財人により否認(取消)され、ご質問のようなかたちで弁済が行われた場合は、せっかく弁済したお金が取り戻されることになりません。

したがって、特定の債権者にだけ弁済

するような行為は決してしないでください。

そのほか、財団を害する行為や、贈与などの無償行為なども否認されて取り消されるので、これらの行為も決してしないでください。

Q 雇用していた従業員の給与が未払なのですが、どうなるのでしょうか？

A 独立行政法人労働者健康福祉機構という国の組織により、退職日の六カ月前からの未払賃金のうち、その八割について、立替払いをうけることができます。

橋本・大川合同法律事務所

札幌市中央区北四条

西二十丁目一―二八

〇一―一六三―一三〇〇